

令和6年2月第172回定例 農業委員会総会議事録

令和6年2月9日（金）  
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

- |         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 議第674号  | 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議題675号  | 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第676号  | 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第677号  | 農用地利用集積等促進事業(案)について              |
| 議第678号  | 農地法第52条の規定による農地賃借料情報等の提供について     |
| 報告第415号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について  |
| 報告第416号 | その他の専決報告について                     |

開会 午前9時00分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和6年2月第172回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので  
■■■■会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

また、総会終了後には研修会を予定していますのでよろしくお願い致します。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思致します。

本日の欠席者はなし。会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、2月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和6年2月第172回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

2番 ■■■■ 委員

3番 ■■■■ 委員のご両名を指名しますので

よろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第674号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第674号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の

決定を求める。令和6年2月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、[REDACTED]。

番号1、土地の所在地、円山町[REDACTED]番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,188㎡、同じく円山町[REDACTED]番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,652㎡、世帯の経営面積、渡人51.7アール、受人0アールで今回の申請面積48.4アールとなります。渡人につきましては、円山町[REDACTED]番地、[REDACTED]、受人につきましては、慈恩寺元[REDACTED]番地、[REDACTED]、代表理事、[REDACTED]、契約内容は賃貸借、貸渡理由につきましては、規模縮小、借受理由につきましては、農業を活用した障がい者等の就労支援事業でございます。

番号2、土地の所在地、安土町下豊浦[REDACTED]番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積247㎡、世帯の経営面積、渡人2.5アール、受人111.0アールで今回の申請面積を合わせますと113.5アールとなります。渡人につきましては、安土町下豊浦[REDACTED]番地、[REDACTED]、受人につきましては、安土町下豊浦[REDACTED]番地、[REDACTED]、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用でございます。

番号3、土地の所在地、北之庄町[REDACTED]番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,991㎡、同じく北之庄町[REDACTED]番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,989㎡、同じく北之庄町[REDACTED]番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,381㎡、同じく北之庄町[REDACTED]番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,331㎡、同じく北之庄町[REDACTED]番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,690㎡、世帯の経営面積、渡人138.6アール、受人41.1アールで今回の申請面積を合わせますと174.9アールとなります。渡人につきましては、北之庄町[REDACTED]番地、[REDACTED]、受人につきましては、北之庄町[REDACTED]番地、[REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、規模縮小、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号4、土地の所在地、東川町[REDACTED]番、登記地目、現況地目とも田、登記面積843㎡、同じく東川町[REDACTED]番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積91㎡、同じく東川町[REDACTED]番、登記

地目、現況地目とも田、登記面積2,539㎡、東川町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,155㎡、同じく東川町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,746㎡、世帯の経営面積、渡人93.7アール、受人93.3アールで今回の申請面積を合わせますと187アールとなります。渡人につきましては、東川町■■■■番地、■■■■、受人につきましては、東川町■■■■番地、■■■■、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、離農、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号5、土地の所在地、土田町■■■■番■■■■、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,503㎡、世帯の経営面積、渡人14.1アール、受人49.5アールです。渡人につきましては、中村町■■■■番地■■■■、■■■■、持分2分の1、受人につきましては、中村町■■■■番地、■■■■、持分2分の1、契約内容は贈与、譲渡、譲受理由とも共有農地の持分移転でございます。

番号6、土地の所在地、土田町■■■■番■■■■、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,410㎡、世帯の経営面積、渡人49.5アール、受人14.1アールです。渡人につきましては、中村町■■■■番地、■■■■、持分2分の1、受人につきましては、中村町■■■■番地■■■■、■■■■、持分2分の1、契約内容は贈与、譲渡、譲受理由とも共有農地の持分移転でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

委員 番号3の案件ですが、本当に農機具を使わずに耕作できるのでしょうか。

事務局 現在もうコリーナ前の圃場で環境再生型農業を実践され、従業員が手作業で耕作されています。また、田植や収穫時には体験参加者を募集し、大勢で作業をされているため問題ないと考えます。

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第674号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議長 それでは次に、議第675号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第676号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第675号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年2月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、■■■■。

番号1、土地の所在地、小田町■■■■番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積115㎡、申請人につきましては、京都市山科区川田御出町■■■■番地の■■■■、■■■■、外1名、申請地は、小田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、現地は昭和48年頃に造成され、既に住宅敷地

として利用されています。今回申請人が相続をし、土地の整理をしたところ当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第676号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年2月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、[REDACTED]。

番号1、土地の所在地、白王町[REDACTED]番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積208㎡、同じく白王町[REDACTED]番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積52㎡、同じく白王町[REDACTED]番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積33㎡、渡人につきましては、東近江市瓜生津町[REDACTED]番地、[REDACTED]、外2名、受人につきましては、白王町[REDACTED]番地、[REDACTED]、申請地は、白王町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、住宅敷地及び露天物置で、現地は昭和40年頃に造成され、当時は牛舎として利用されていましたが、現在は牛舎を取り壊し住宅敷地及び物置として利用されています。今回相続した土地を売買するにあたり、当該地が転用できていなかったことが判明したため申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第675号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第676号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、21番 [REDACTED] 委員、よろしく申し上げます。

委員 去る、1月31日に、議第675号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第676号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて19番 [REDACTED] 委員、20番 [REDACTED] 委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

第4条許可申請1件、第5条許可申請1件、計2件の案件について、いずれもてん末案件であり、先程事務局より説明のありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長 それでは次に  
議第677号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第677号、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積促進計画(案)の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出する。令和6年2月9日、近江八幡市農業委員会会長、[REDACTED]。

こちらにつきましては、農地中間管理事業において、滋賀県農

地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回はP6・7の地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件35件と8Pの耕作者変更が1件でございます。なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。それぞれ番号1についてのみ紹介させていただきます。

番号1、権利の設定をする者、野洲市富波乙■■■■番地■■■■、■■■■号室、権利を設定する土地、安土町上出■■■■、田、300㎡、設定する権利、賃借権、令和6年4月1日から令和16年12月31日までの10年9カ月、10アールあたり7,000円、権利の設定を受ける者につきましては、農事組合法人■■■■、近江八幡市安土町西老蘇■■■■番地でございます。

8P、耕作者変更ですが、番号1、権利の設定を受ける者、■■■■、浅小井町■■■■番地、権利を設定する土地、円山町■■■■、田、3,311㎡、設定する権利、賃借権、令和5年4月1日から令和13年12月31日までの7年9カ月、10アールあたり10,000円です。前の耕作者は、農事組合法人■■■■でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第677号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。



よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは次に

議第 678 号 農地法第52条の規定による農地賃借料情報等の提供についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第678号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報等の提供について、農地法第52条に基づき、下記のとおり賃借料情報を提供することについて、審議を求める。令和6年2月9日、近江八幡市農業委員会会長、XXXXXXXXXX。

こちらについては、令和5年の1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）を示しております。ただし、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借の際に目安としていただくため、情報提供するものです。賃借料を決定する際には、ほ場の区画や畦畔・用排水路の状態等に応じて当事者間で相談し調整となります。

議案書中の表は、昨年分の10a当りの賃借料情報のデータでございます。尚、地域の特殊要因や物納については注意書きにより表記をさせて頂いております。

まず、田の賃借料の最多価格帯は1万円、データ数は850筆中533筆、全体の62%がこれに該当しております。最高額は、3万円で、最低額は、千円でございます。

次に畑の賃借料の最多価格帯は1万円・1万1千円、データ数は12筆中5筆でした。最高額は、1万1千円で、最低額は、千円で南津田町でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 678 号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料

情報等の提供については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり承認いたします。

それでは、次に報告第 415 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 416 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第415号、農地法5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年2月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町下豊浦■■■■番、畑、158㎡、同じく安土町下豊浦■■■■番、畑、69㎡、同じく安土町下豊浦■■■■番、畑、82㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦■■■■番地、■■■■、同じく安土町下豊浦■■■■番、畑、221㎡、同じく安土町下豊浦■■■■番、畑、350㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦■■■■番地、■■■■、同じく安土町下豊浦■■■■番、畑、459㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦■■■■番地、■■■■、以上合計6筆、1,339㎡の受人につきましては、金剛寺町■■■■番地■■■■、■■■■、代表取締役、■■■■、受理日及び受理番号、令和6年1月12日、515番、理由につきましては、分譲住宅、区分は売買でございます。

続きまして、議第416号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和6年2月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、使用貸借契約解除が1件、賃貸借契約解除が22件、計23件ございました。

2、農地形状変更申出について、①若宮町[ ]番[ ]、田、376㎡を畑届、届出人につきましては、若宮町[ ]番地[ ]、[ ]、令和6年1月22日受理でございます。

3、農地法施行規則第53条第1項第11号に基づく協議について、目的、電気事業者の行う敷地改良工事、契約の種類、賃貸借、1、所在地、安土町石寺[ ]番の一部、地目、田、3,326㎡の内364.8㎡、貸人につきましては、安土町石寺[ ]番地、[ ]、同じく安土町石寺[ ]番[ ]の一部、田、1,479㎡の内392.19㎡、貸人につきましては、安土町石寺[ ]番地、[ ]、2、所在地、馬淵町[ ]番の一部、田、2,777㎡の内157.14㎡、貸人につきましては、馬淵町[ ]番地、[ ]、3、所在地、安土町上出[ ]番の一部、田、769㎡の内189.29㎡、貸人につきましては、安土町西老蘇[ ]番地、[ ]、同じく安土町上出[ ]番の一部、田、2,160㎡の内198.87㎡、貸人につきましては、安土町東老蘇[ ]番地、[ ]、同じく安土町石寺[ ]番の一部、田4,483㎡の内203.99㎡、貸人につきましては、安土町石寺[ ]番地、[ ]、以上1～3の借人につきましては、大津市におの浜[ ]、[ ]、[ ]、滋賀本部、本部長、[ ]でございます。

4、竹町墓地移設整備事業について、事業主、近江八幡市長、事業地、竹町[ ]番[ ]、地目、田、面積1,004㎡、目的、日野川改修工事に伴う墓地の移設、期間、令和6年3月着工予定、令和6年8月完了予定でございます。

以上でございます。

議 長

ただ今の、報告第415号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第416号その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

西川 進

以上で本日の総会日程は終了しました。  
これをもちまして第 172 回定例農業委員会総会を閉会しま  
す。

閉会 午前9時45分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員